

**農耕車には軽自動車税(種別割)がかかります**

農耕車とは、トラクター・乗用装置付きのコンバイン・田植機・運搬車両などの農耕作業用自動車など、大きさに関係なく乗用装置が付き、時速35km未満で走行するものです。これらの農耕車は、道路を走らなくても軽自動車税がかかります。農耕車を登録されていない方は、本庁または佐賀支所窓口へ登録の届出をしてナンバーの交付を受けてください。農耕車を買替え、廃車にしたときも、担当窓口で手続きが必要です。

**◆登録に必要なもの**

- ①車名(メーカー名) ②車台番号(不明であれば保証書) ③総排気量(または馬力)  
 ※代理の方が届出をする場合は、納税義務者の印鑑が必要になります。

**軽自動車税(種別割)の減免について**

障がい者のために使用する車で、次の要件を満たす場合は、申請により軽自動車税(種別割)の減免を受けられる場合があります。

**◆対象となる車両**

- 障がい者が所有し、自らが運転する車
  - 障がい者(18歳未満の身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者と生計を同じくする方を含む)が所有し、生計を同じくする方が障がい者の通院通学などのために運転する車
  - 障がい者のみの世帯の方が所有し、常時介護する方が障がい者の通院通学などのために運転する車
- ※障がいの程度などによる制限があります。また、軽自動車、普通自動車併せて1台に限ります。

**◆申請に必要なもの**

- 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- マイナンバーカードまたは通知カード ●運転者の運転免許証 ●自動車検査証
- 減免申請書(住民課にあります)

※「生計が同一であること」や「常時介護していること」、「通院、通学などを行っていること」を証明する書類が別途必要な場合があります。

**◆申請期間(令和6年度分) 5月24日(金)まで**

※令和6年4月1日時点で所有している車に限ります。

※令和6年4月2日以降に車を取得したり、障害者手帳の交付を受けた方は、翌年度から対象となります。

○お問い合わせ

本庁 住民課 住民税係 ☎43-2816 佐賀支所 地域住民課 総合窓口第1係 ☎55-3113

**国保に加入している出産(予定)者の国保税が減額されます**

令和6年1月1日以降の国保税より、国保被保険者の出産(予定)者にかかる国保税を一部減額します。

**◆減額対象者** 令和5年11月以降に出産※を予定する方・出産をした方

※出産とは、妊娠85日以上の分娩で、死産、流産(人工妊娠中絶を含む)および早産

**◆減額内容** 出産被保険者の均等割額・所得割額

**◆減額期間** 出産前後4カ月間(多胎妊娠の場合は6カ月間)

- 単胎妊娠の例 4月出産(予定)の場合 3月～6月の4カ月分減額
- 多胎妊娠の例 4月出産(予定)の場合 1月～6月の6カ月分減額

**◆届出期間** 出産予定日の6カ月前から可能(ただし11月以降出産予定からが対象)

**◆届出書類**

- 産前産後期間に係る保険税軽減届出書 ●出産(予定)日を確認できる書類
- 単胎妊娠・多胎妊娠の別を確認できる書類

**◆届出場所** 本庁 住民課 住民税係・国保係 佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

○お問い合わせ 本庁 住民課 住民税係 ☎43-2816